



## 食品営業許可証

住所 茨城県〇〇市△△町1-2-3

氏名 茨城 太郎

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

営業所所在地 茨城県××市□□町2-3-4

営業所の名称、  
屋号又は商号 レストランいばらき営業の種類  
飲食店営業

潮保指令法第123456号

令和6年(2024年)04月24日 付けで申請のあつた上記営業は、食品衛生法  
(昭和22年法律第233号)第55条の規定により、次の条件を付けて許可する。

令和6年(2024年)04月26日

茨城県 △△ 保健所長 ○○ □□

保健所長  
の印許可の有効期間 令和6年(2024年)04月27日 から  
令和12年(2030年)04月30日 まで

その他の条件

(不服申立てに係る告示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る告示)

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。